

むつ市議会第196回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成20年6月10日(火曜日)午後1時開会・開議

副市長就任あいさつ

表彰状の伝達

諸般の報告

第1 議席の変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第5 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第6 議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例

第7 議案第56号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例

第8 議案第57号 むつ市税条例の一部を改正する条例

第9 議案第58号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例及びむつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

第10 議案第59号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例

第11 議案第60号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例

第12 議案第61号 むつ市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

第13 議案第62号 訴えの提起について

第14 議案第63号 訴えの提起について

第15 議案第64号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

第16 議案第65号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について

第17 議案第66号 平成20年度むつ市一般会計補正予算

第18 報告第6号 平成19年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書

第19 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市一般会計補正予算)

第20 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例)

第21 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市脇野沢野猿公苑条例の一部を改正する条例)

第22 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

- 第23 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第24 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第25 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第26 報告第14号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第27 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市一般会計補正予算)
- 第28 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第29 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市用地造成事業会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

2番	澤	藤	一	雄	3番	新	谷	泰	造
4番	目	時	睦	男	5番	高	田	正	俊
6番	新	谷		功	7番	白	井	二	郎
8番	馬	場	重	利	9番	山	本	留	義
10番	千	賀	武	由	11番	菊	池	広	志
12番	富	岡		修	13番	佐々木		隆	徳
14番	野	呂	泰	喜	15番	岡	崎	健	吾
16番	鎌	田	ちよ	子	17番	工	藤	孝	夫
18番	横	垣	成	年	19番	富	岡	幸	夫
20番	斉	藤	孝	昭	21番	中	村	正	志
22番	浅	利	竹二	郎	23番	川	端	一	義
24番	半	田	義	秋	27番	山	崎	隆	一
28番	川	端	澄	男	29番	村	川	壽	司
30番	村	中	徹	也					

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員	山	本	文	三	教育長	牧	野	正	藏	
公管企業者	遠	藤	雪	夫	代監査委員	菊	池	十	四	夫
選挙管理委員会	佐	々	木	鉄	農委員	立	花	順	一	
総務部長	新	谷	加	水	総務部書監	齋	藤	秀	人	
総務部	石	田	三	男	総務部	工	藤	正	明	
企画部長	阿	部		昇	企画部	近	原	芳	栄	
民生部長	佐	藤	吉	男	保健福祉	吉	田	市	夫	
保健福祉	佐	々	木	順	経済部長	櫛	引	恒	久	

建設部長	太田信輝	選挙管理委員会事務局長	大芦清重
監査委員局長	齋藤純	教育部長	佐藤節雄
教委事務員局長	高明	公業局 営長	佐藤純一
企画部長	千船藤四郎	企画調整部 監	下山益雄
民生部長	松橋秀人	民副庶務課 生理策課長	奥島慎一
民副環境課長	清藤巡一	農委事務員局長	吉田薫
企画課長	伊藤道郎	企画課 部一長	高橋聖
企画課長	石野了	民副庶務課 生理策主幹	竹山清信
民副環境課長補佐	東雄二	川庁舎所 内長	工藤昭治
大庁舎所 畑長	佐々木成人	脇野所 沢長	船澤桂逸
総務課長	松尾秀一	総務係 部長	吉田真
総務課長	澁田剛		

事務局職員出席者

事務局長	河野健二	次長	工藤昌志
総括主幹	山崎幸悦	総括主幹	柳田諭子
主幹	濱村勝義	主幹	金澤寿々子
議事係主査	石田隆司	議事係主査	井戸向秀明

開会及び開議の宣告

午後 1時00分 開会・開議

○議長（村中徹也） ただいまからむつ市議会第196回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

副市長就任あいさつ

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、就任のごあいさつがあります。

さきの定例会において、むつ市副市長に選任されました野戸谷秀樹氏から就任のごあいさつをお願いいたします。

（野戸谷秀樹副市長登壇）

○副市長（野戸谷秀樹） さきのむつ市議会第195回定例会においてご同意を賜り、3月25日付で副市長を拝命いたしました野戸谷秀樹でございます。

夜の星座のすばらしい輝きなど、数々の他に誇れる資産を持つ北地域むつ市のアイデンティティ推進のため、緊張感をもって市政に対処する決意です。議員各位の特段のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げごあいさつといたします。

○議長（村中徹也） これで就任のあいさつを終わります。

表彰状の伝達

○議長（村中徹也） 次は、表彰状の伝達を行います。

去る5月28日に開催されました全国市議会議長会第84回定期総会において、市議会議員在職20年以上として、新谷功議員が特別表彰を、また市議

会副議長在職4年以上として山本留義議員、市議会議員在職15年以上として工藤孝夫議員、市議会議員在職10年以上として川端一義議員が一般表彰を受けておりますので、表彰状の伝達を行います。

○事務局長（河野健二） それでは、お名前を読み上げますので、演壇までお願いいたします。

まず、新谷功議員、お願いいたします。

○議長（村中徹也） 表彰状。むつ市新谷功殿。あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第84回定期総会に当たり本会表彰規程によって特別表彰いたします。

平成20年5月28日、全国市議会議長会会長藤田博之。代読。おめでとうございます。

○事務局長（河野健二） 次に、山本留義議員、お願いいたします。

○議長（村中徹也） 表彰状。むつ市山本留義殿。あなたは市議会副議長として4年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第84回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成20年5月28日、全国市議会議長会会長藤田博之。代読。おめでとうございます。

○事務局長（河野健二） 次に、工藤孝夫議員、お願いいたします。

○議長（村中徹也） 表彰状。むつ市工藤孝夫殿。あなたは市議会議員として18年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第84回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成20年5月28日、全国市議会議長会会長藤田博之。代読。おめでとうございます。

○事務局長（河野健二） 次に、川端一義議員、お願いいたします。

○議長（村中徹也） 表彰状。むつ市川端一義殿。あなたは市議会議員として13年市政の振興に努め

られその功績は著しいものがありますので第84回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成20年5月28日、全国市議会議長会会長藤田博之。代読。おめでとうございます。

○事務局長（河野健二） 以上であります。

○議長（村中徹也） これで表彰状の伝達を終わります。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、去る4月8日、佐々木肇議員から、そして5月2日、川下八十美議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、それぞれ同日これを許可いたしましたから、報告いたします。

次に、去る6月2日に開催されました下北半島の原子力関連施設の視察に参加した議員20名については、会議規則第159条第1項のただし書きにより、議長が出席議員の派遣を承認しておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布してあります。

次に、本日市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく地方公共団体が出資する法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、お手元に配布してあります。

次に、本日この後、旧脇野沢村における不適正なごみ処理について及びむつ市本庁舎移転事業について市長から行政報告がありますので、ご了承

願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、全国市議会議長会、東北市議会議長会並びに青森県市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、教育民生常任委員会から、今年度の行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配布してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 議席の変更

○議長（村中徹也） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布の議席図のとおり議席を変更したいと思います。

変更となる議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・別紙議席表）

○議長（村中徹也） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそ

れぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

午後 1時14分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、1番鎌田ちよ子議員及び25番斉藤孝昭議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月27日までの18日間と決定いたしました。

日程第4 青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、青森県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行うものでありますが、青森県後期高齢者医療広域連合規約第8条

第4項の規定により、関係市議会の選挙における得票総数により当選人の決定をすることになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行わないこととなっております。

お諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（村中徹也） これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は27人であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（村中徹也） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（村中徹也） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（河野健二） それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投

票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて被選挙人の氏名を記載し、投票箱に投票してください。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(村中徹也) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(村中徹也) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番浅利竹二郎議員、16番白井二郎議員、21番富岡修議員を指名いたします。

よって、9番浅利竹二郎議員、16番白井二郎議員、21番富岡修議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(村中徹也) 投票の結果を報告いたします。

投票総数27票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 25票

無効投票 2票

有効投票中

馬場騎一議員 8票

松田 勝議員 17票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果は、青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第7条の規定により、青森県後期高齢者医療広域連合選挙長に報告いたします。

日程第5 行政報告

○議長(村中徹也) 次は、日程第5 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 旧脇野沢村における不適正なごみ処理についてご報告申し上げます。

去る3月18日、当市に脇野沢赤坂地区の旧脇野沢村有地に長年にわたり解体家屋の建築廃材などが不法に大量投棄されてきたという匿名の投書が届いております。

早速脇野沢庁舎所長に命じ、事実関係の調査を行いましたので、これまでの調査結果についてご報告申し上げます。

本事案は、合併前の脇野沢村当時のことでもあり、その経緯は必ずしも明確ではありませんが、一般廃棄物及び建築廃材等の産業廃棄物が市有地でありますむつ市脇野沢赤坂55番15地内へ不適正に投棄されたことは、ほぼ間違いないものでありました。

投棄の経緯についてであります。これまでの調査によりますと、旧脇野沢村が問題の土地をごみの最終処分地として使用したのは、平成4年ごろから平成16年ごろまでの期間でありました。

平成4年6月に旧ごみ焼却場が故障続きのため稼働停止となりましたことから、急遽当該地を焼却場の代替地として使用することとして一般廃棄物等を搬入、野焼きをしながら覆土し、平成6年11月の新焼却場、現むつ市脇野沢清掃センターの完成による試運転開始まで続けておりました。

また、現在施行されている脇野沢川の河川改修事業に伴い、移転の対象となった家屋の解体が平成9年から順次行われており、これら解体家屋の建築廃材を当該地に搬入、埋め立て、覆土を繰り返し、これを平成16年ごろまで続けておりました。

市の今後の対応につきましては、まだ具体的な対応策及びスケジュールをお示しすることができませんが、まずもって当該地の周辺環境への影響が心配されますので、ボーリング調査を行い、水

質の検査を行っております。検査結果につきましては、3カ所行いましたボーリング調査の水質検査結果は、すべて基準値を下回っております。今後も継続して環境調査を実施し、地域住民及び環境への影響を確認してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、早い時期に県と協議し、その対処方について慎重に進めてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、旧脇野沢村における不適正なごみ処理についてのご報告といたします。

次に、むつ市本庁舎移転事業についてご報告申し上げます。

本事業につきましては、庁舎エリア部分の設計を本年2月に完了しておりますが、平成20年度は地方公共団体の財政の健全化に関する法律が適用となることを踏まえ、赤字解消計画の確実な履行を期す必要があること、また移転に係る費用を精査する時間が必要であることから、財政再建に影響を与えない時期を慎重に見きわめることとし、今年度当初予算での改修工事費の計上を見送った経緯がございます。その見きわめがある程度できる環境になりましたので、ご報告いたします。

まず、財政状況についてご説明いたします。平成19年度決算見込みは、単年度収支で黒字となり、累積赤字額も赤字解消計画より大きく圧縮され、平成18年度末の赤字額をさらに削減できる見込みとなっております。

また、今年度当初予算編成時において電源立地地域対策交付金の交付に関連し、見通しが不明瞭であった東京電力株式会社による東通原子力発電所1号機建設に向けての漁業補償協定が締結され、赤字解消計画の確実な実施体制が整えられつつあると認識しているところでございます。

一方、移転事業の中で、開放エリア部分の整備

につきましては、さきの本庁舎移転説明会においてお示しした基本案について、アンケートや関係団体からのご意見を伺い、より具体的な整備案をまとめているところであります。さらに、現本庁舎解体後に残す北、東、南庁舎の利活用についても具体的な検討に入るところでありまして、今後開放エリアの整備及び現本庁舎解体と残る庁舎の整備についても並行して概算経費を試算してまいりたいと考えております。

このような状況を踏まえ、庁舎移転に係る総体的な経費を短期間に必要とする部分と長期的に対応可能な部分に区分し、あわせて財政状況との関連を明らかにしつつ、財政再建へより確実な道筋をつけてまいりたいと考えているところであります。

こうした作業を経て、でき得れば平成21年9月の本庁舎移転と開放エリアの同時開業を目標に据え、来る9月定例会で庁舎エリア部分の改修工事に係る予算をご審議いただくことを考えておりますので、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、むつ市本庁舎移転事業についてのご報告といたします。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告について、民生部長、企画部長から報告いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 公害対策に関することのうち民生部が所管いたしております事項についてご報告申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります。ことし2月29日に開催されましたむつ市議会第195回定例会以降、6月9日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お

配りいたしました河川等水質検査資料のとおりであります。資料1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、すべての調査項目において基準値を満たしておりました。

次に、資料2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります。これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川のD Oの基準値と比較いたしますと、明神川の数値が必要な目安となる溶存酸素量へ若干届きませんでした。他の10河川は、いずれも基準値を満たしておりました。

次に、資料3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、資料4ページのアツギむつ株式会社むつ事業所の排水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値以下でありました。

以上で公害の発生状況、河川の水質検査についての報告を終わります。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告を行います。

平成20年2月29日の経過報告以降放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する動きはございませんでした。

続きまして、交通問題対策について、平成20年2月29日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制の状況につきましては、平成20年2月から平成20年4月までの3カ月間では、規制日数は11日で、規制本数は69本、運休本

数は19本でございました。

次に、青森県鉄道整備促進期成会総会が去る5月12日に開催され、平成20年度の予算、事業計画について原案どおり承認されております。

事業内容といたしましては、新幹線の建設促進、奥羽本線の利便性向上、大湊線の利便性向上及び県内各線の輸送サービスの改善充実となっております。

大湊線については、利便性向上のための増便や防風柵の設置等による恒久対策の早期実施を働きかけていくこととしております。

次に、要望活動につきましては、来る7月15日開催予定の平成21年度の青森県への重点要望説明会におきまして、下北総合開発期成同盟会として強風対策並びに新幹線新青森駅延伸後の安定的運行の確保、八戸駅までの直通快速便の増便及び減便された青森直通便の復活等について県へ支援をお願いすることとしております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります。下北半島振興促進連絡協議会総会が去る4月21日開催され、平成20年度の予算、事業計画について原案どおり承認されております。

事業内容といたしましては、要望活動の展開、全国協議会主催の各種事業への参加、地域情報の発信となっております。下北半島縦貫道路の建設促進については、半島振興施策上最重要課題と位置づけ、早期実現のために関係機関に対して要望活動を展開することとしております。

次に、要望活動につきましては、来る7月15日に開催予定の平成21年度の県への重点要望説明会において下北総合開発期成同盟会として下北半島縦貫道路の建設促進について要望することとしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、旧脇野沢村における不適正なごみ処理についての報告に対する質疑を行います。次に、むつ市本庁舎移転事業についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後、交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、旧脇野沢村における不適正なごみ処理についての報告に対し、質疑ありませんか。25番齊藤孝昭議員。

(25番 齊藤孝昭議員登壇)

○25番(齊藤孝昭) 旧脇野沢村における不適正なごみ処理について、何点が質疑させていただきます。

まず、さまざまな話は前から知っていましたが、今回こうやって行政報告で出してくれたということにとりあえずは安心しているところであります。質疑は7点あります。

1点目は、一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄と確認した時点で警察へ通報しなかった理由をまずお知らせください。

次は、同じく青森県へ報告したのはいつで、その後県からの指示、または指導はどのようなものだったのかお知らせください。

先ほどの市長の報告の中に、市の今後の対応については、まだ具体的な対応策及びスケジュールを示すことができませんとおっしゃっていましたが、今後の対応について示すことができない理由をお知らせください。

次は、平成16年度ごろまで不法投棄が続いていたと言っておられましたが、その後不法投棄はし

ていないのか、その平成16年度で終わっているのかお知らせください。

これも先ほどの市長の説明にありましたが、合併前の脇野沢村当時のことでもあり、その経緯は必ずしも明確ではありませんがという前振りをしましたけれども、合併前のことで経緯が必ずしも明確でないという理由をお知らせください。

6点目は、この場所以外に不適正な廃棄物処理を行っている場所があったのか、なかったのか。なければないとお答えしてもよろしいです。

最後になりますけれども、仮にこの廃棄物を処理する場合、財源は何を使って、幾らぐらいかかるのかお知らせください。

以上です。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 齊藤孝昭議員にお答えいたします。

7点のお尋ねでありますけれども、私からは、まず3点目のスケジュール、今後の対応、まだ示すことができないというふうな、これに対してのお尋ねでございましたけれども、そのできない理由ということでございますけれども、現在調査中であります。これは、また調査を進め、さまざまな角度から調査を進めて、その段階で県と協議をしつつ、そしてまた議会のほうにご報告をさせていただきたいと、このように思います。今の段階ではこのごみの量、質、それから土壌に対する影響、環境に対する影響、そういうものを1つずつ調査を進めている段階でありますし、さらに旧村時代の行政システム、そういうものも現在着々と調査をしているということでございますので、その後結果が判明次第議会のほうに報告をさせていただきたいと、このように思うところであります。

それから、7点目の財源ということでもあります。基本的には、これも県との協議ということになってきますけれども、不適切な部分というものは、

これは調査を受けて、その後適切な処理をしていかなければいけないと、こういうふうを考えております。その段階で財源等はまた議会のほうにお示しをし、ご理解を賜るという段取りになっていくと、こういうふうに理解をしているところでありますので、お願いいたします。

その余は担当部長からお答えさせます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 斉藤議員の7点のお尋ねのうち、1点目の警察になぜ通報しなかったのかということにつきましてお答え申し上げたいと思います。

行政報告でお答えいたしましたように、匿名での投書による通報ということでしたので、まず事実確認をする必要があるということで、現地の庁舎所長を中心にこれまでの経緯等を調査したわけでございますけれども、厳密な調査ということにはなかなかまいりませんで、それが事実であったというふうなことは、書類等、それから当時従事していた職員のうち、現在まだ職員で残っている職員等からも話を聞きながら、それが事実ということがわかったわけでございます。警察ということになりますと、廃棄物処理法違反ということになるわけでございまして、この刑法にかかわることにつきましては、もう既に警察のほうでも情報をつかんでおりまして、独自に調査をしている状況にございますが、その時点での告発ということまでは市としては考えていなかったということで、特に警察には通報しなかったということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 今回の廃棄物不法投棄の調査につきましては、市長が行政報告の中で申し上げておりますとおり、3月18日付の投書に基づきまして、3月19日から脇野沢庁舎のほうで担当

して調査を始めております。私のほうでも担当部といたしまして、4月8日に現地に参りました。

4月4日には、脇野沢庁舎のほうでは投棄事実をほぼ把握しておりました。その場所に河川改修事業の残土処理の用地として利用させておりましたので、とりあえずは残土処理については、その時点でストップしたと。今は環境に対する負荷が一番大事だということで、4月17日に沢水の水質調査を実施し、ボーリングの水質調査を発注してございます。3カ所の水質検査をしておりますけれども、水質については異常はないということでございます。

県のほうでも4月に2度ほど現地においてになりまして、県にも報告はしてございます。市長が行政報告で申し上げておりますとおり、調査は当時担当した職員の聞き取り調査を主にしてございますので、これからの問題でございまして、関係者の聞き取り等も実施してまいりたいと。埋まっている廃棄物については、基本的には不法投棄でございますので、撤去が基本方針だと。経費については、まだ積算してございません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 平成16年からはないのか、他の場所はないのか。

○民生部長（佐藤吉男） 大変失礼しました。平成16年以降の不法投棄はないというふうに思っております。その他の場所の不法投棄についてもないという認識を持ってございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） まずは、今民生部長が答えたことに対してもう一回質疑させていただきませう。平成16年度以降の不法投棄はないと言っているながら、河川改修の残土がそこについ最近まで投げていたのでしょうか。それは不法投棄ではないのですか。それをもう一回答えてください。

あと、県に報告したのはわかりました。ただ、県からのその後の指示、指導はなかったのかという話をさっき聞きましたが、今答えませんでしたので、もう一度お答えください。

あとは、3月18日に投書により発覚してから青森県が現場調査に来たのは4月8日だということでありましたが、この間の約1カ月間何をしていたのか。

あとは、これは総務部長の答えにも共通する点ですが、全部の対応がすごく遅いということで、この間、きょうまでの3カ月間どんなことをやったほうがいいのかというふうな協議をしていながらなかなかいい結果を見出せないということで、私は素直に警察に通報すべきだと思いますが、刑事事件になった場合の時効、または民事になった場合の法律的なものをもしわかっていたらお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 4月8日までの県への報告と、1カ月間何をしていたのか、さらにこれまで何をしていたのかという、この我々に対してのスピーディーさを感じていないというふうな思いでのお尋ねの趣旨だと思います。

私といたしましても、この投書を見まして、ただちにこれは事実なのかどうか確認をするように命じました。そして、さらに残土の問題が今議員ご指摘のとおり、河川改修の残土の件も私不明をわびる部分もありますけれども、その部分に投棄していたと、重ねて覆土していたということも判明いたしました。その段階で、ただちにこれはやめるように、ストップするようということ命じ、そして違う場所への投棄、その河川改修の残土、この部分を命じております。判明した段階で、これはただちにストップを命じておりますし、さらにこの3カ月間、3月18日の投書でございますけれども、それをまず調査し、そして担当、脇野

沢の庁舎所長には、これまでの経緯、そして村時代の行政の資料、議会の資料、そういうものをもろもろ洗い直すようにということでこういうふうな今の時期での行政報告ということになったわけでございますので、その部分についてはご理解をいただきたいなど。行政としても、むつ市としても懸命にこの問題については取り組んでいるということでございます。

その余につきましても、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 法律関係の時効のことについてお答え申し上げたいと思います。

この事件は、廃棄物処理法と、それから国家賠償法等、これらの法律が主ということになるかと思いますが、廃棄物処理法については、刑法によりまして5年という時効が定められております。それから、国家賠償法につきましては、民法におきまして3年と、発覚してから3年ということです。それから、廃棄物処理法は、そのことが行われてから5年ということですので、ほとんどのものについては時効にかかっているというふうなことが言えるだろうと思います。

私どもとしても、責任ということになりますと、法律上なかなかわかりませんので、国家賠償法上は重大な過失ということが定められているわけですが、これに当たるのかどうかということ等わかりませんので、弁護士のほうにご相談申し上げます。弁護士のほうでも、現在のところでは非常に前代未聞のことであるだけに、なかなか判断がすぐさまにはできないということで、少し検討の時間をかしてくれということでございまして、まだご意見等をお伺いできないでいる状態でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（斉藤孝昭） よくわかりました。全部の法律に該当しても時効が成立しているということで、のりくらりやっても全然大丈夫というふうなことだと思います。皆さん、部長さんたち、そうでないと首振りしましたけれども、そういうふうにはしか思えないのです。3カ月も何していたのですか。

最後に市長、この件についてどういうふうに対処しようとしているのか、決意をお聞かせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今斉藤孝昭議員から、のりくらりというふうな表現がありましたけれども、全く私の意に反するようなご発言でございました。私どもといたしましては、3月18日付の投書ということで、それに対する確認作業を行い、そして4月4日にそのおおむねの事実を、投棄の事実を把握し、そしてただちにこの部分の残土処理の用地、この部分を先ほど言いましたようにストップをさせ、そしてまずとにかく環境に対する影響がどうなのかということで、4月の中旬にはただちにボーリング、水質調査を発注し、結果が今皆様にお示しのとおりということでありまして、その調査をする一方で、さまざまな部分で県とも協議をしているということでございますので、決して私どもといたしましては、また私といたしましても、のりくらりやっているのではないということをご理解をいただきたいと、こう思います。

さらに、今後どういう取り扱いをするのかというふうな部分の最後のお尋ねでありますけれども、その部分においてもしっかりと適切に調査のうえで処理をしていくということをご理解をいただけるのではないかなと。当然これは、その廃棄物の種類、そういうものもこれからボーリングをしなければ、調査をしなければいけませんし、た

だちに全量どうだとかというふうなことにはなりません。この部分もしっかりと粛々とその調査を進めて、まず環境に対する影響の度合い、これをしっかりとつかまえてからの判断になると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと。しっかりと進めていくという決意を述べさせていただきますと、こう思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 先ほど河川改修工事に伴って出る土砂について、産業廃棄物だという議員のご指摘でございますけれども、産業廃棄物ではなくて、周辺環境及び民家などに悪影響を及ぼさない限り、土地の所有者の許可があれば搬入できることから、現在地にその産廃が埋まっているという認識がございましたので、市有地でございますので、市のほうで平成19年11月15日付で下北地域県民局長からの依頼に対して管財課のほうで許可したものでございますので、誤解のないようお願いいたします。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。2番澤藤一雄議員。

（2番 澤藤一雄議員登壇）

○2番（澤藤一雄） 非常に市民の皆さんも心配しております。厳しい財政の中で、恐らく新聞報道によれば、3億円から4億円かかるのではないかなというふうなこともいろいろ予測をしながら、憶測をしながら心配をしております。

そこで、斉藤議員があらかた質疑されましたので、私から、先ほど斉藤議員の質疑の中にも、ほかにないのかというようなお尋ねがあったと思いますが、これに対して明確な答弁がなかったようです。というよりも、ないというような答弁でしたか。ある情報によれば、このほかに脇野沢水産加工センターから出たホタテのうろが投棄された経緯があると。場所も地図でお示しできます。そ

して、旧清掃センターの瓦れきを、これもまた別の近傍の地域に廃棄をしたというふうな指摘もいただいております。この辺について、本当に把握されていないのか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) ただいまの澤藤議員のうろの件と瓦れきの部分、未確認でございます。今初めてその部分については聞き及んだというふうなことでございます。

○議長(村中徹也) 2番。

○2番(澤藤一雄) もし資料等がないとすれば、後ほど提供いたしたいと思っております。これについても、きちとした調査をされて、なおまたお願いでございますけれども、可能な限り市の財政出動が抑えられる方法で対処をお願いしながら終わりたいと思っております。

○議長(村中徹也) ほかに質疑ありませんか。22番 菊池広志議員。

(22番 菊池広志議員登壇)

○22番(菊池広志) 若干お聞きしたいと思っております。

大方の部分に関しては、説明によりまして大体納得できる部分、また納得できない部分があったわけでございます。ただ私は市長のただいまの答弁、それから部長の答弁等を聞きまして、旧脇野沢村における不適正なごみ処理についてというような大前提の中にあるわけでございます。先ほど答弁の中に廃棄物処理法、それから国家賠償法というようなことがあったわけでございますけれども、投棄しているものは一般廃棄物も投棄している、野焼きをしている。この部分は、もうやっちはいけない部分。そのうえに建築廃材等の産業廃棄物も投棄している。それから、焼却灰も投棄している。そして、加えて先ほど部長から残土は違うよということがありましたが、どこにでも使用者が余った土は投げてもいいということではありません。残土処分場というようなものはきちっと

あるわけでございますので。それらのすべてのものに対しての許可を全く得ていない、そのようなものに対して不適正なごみの処理と言えるのか。もう完全なる不法投棄であります。やはりその部分からきちっと認識してもらわないと。県では産業廃棄物を統括しているわけでございます。そして、市では一般廃棄物の処理に関しての統括をしているわけでありまして。であれば、その以前にもやはり県から指導を受けたのではないかと。ここに投げてはいけませんよ、投棄してはいけませんよという指導があったにもかかわらず、県もそれを見逃していたと。また、市でもそれは知らなかったというようなことがどんどん見えてくるはずなのですけれども、そのことについては全く触れておりません。

そしてまた、そのことについてぜひその部分、全く県のほうからの指導は入っていなかったのか、ここ十何年間、そのことが1つ。

それから、もう一つは、やはりこの不法投棄なるものの、今金額は明確に出さなかった。だけれども、澤藤教育民生常任委員会副委員長は、ある程度3億円とか4億円とかと聞こえてくるのだというようなことであれば、一応今の状況の中でもって処分するとなれば、最低はこのくらいはかかるのではないかというようなものは持っていなければならないし、また現に持っているものだと判断しています。

例えば今話があったみたいに、3億円、4億円とかとかかる問題ではないと思うよというのであれば、それはそれでその考え方でいいが、ただ現実にもし投棄して、それをまた撤去して、台数が何台、何台というような大体の逆算をすると、おおそ幾らぐらいはかかるのであろうというようなことは必要だと思うのです。まだわからないというようなことであって、それで住民の方々は納得しないし、またその付近に住んでいる方々も不

安だし、撤去はするのかもしれないのか。基本的には撤去はしましようというのであれば、基本的撤去で結構ではないですか。基本的なことではこうしていきたいというようなことがあったら、ぜひともご答弁を願いたいなというように思います。お願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず表現の仕方の不適正というふうな部分で、まさしくこれは法にかなっていませんので、不法な投棄であるというふうな認識を持っております。表現上そういう形で、私の気持ちといたしましては、まさしく不法でありますけれども、これはむつ市全体としてのその部分の表現として少しやわらげたいというふうな、地区の住民の方々も、その部分でさまざま関与も当然あるわけでございます。しかしながら、先ほど行政報告の中で申し上げましたように、まさしく法令に反する処理の仕方であるという認識は強く持っております。

さらに、県のこれまでの十数年間にわたっての指導があるやなしやというふうなことでございますけれども、これは平成4年の段階で、これもまたもっとも掘り下げて調査をしなければいけないのですけれども、これまでの調査の段階では、平成4年に野焼きのことで県から指摘を受けております。青森県環境保健部から、野焼きは違法であり、早急な対策が望まれる等の指導がありましたというふうな、これは指摘をされている文書等もありますので、これらもしっかりと体系づけた形の調査を今進めているところであります。

それから、撤去するのかどうかと、基本的には撤去でございます。そして、現在のトン数、報道によりますと、1万立米でしたでしょうか、ありましたけれども、今現在の段階ですけれども、これはまた量がふえてくる可能性もあります。また、減ってくる可能性もありますけれども、おおむね

9,000トンであるというふうなところですよ。これをトン当たり3万円から4万円というふうなところも、しっかりと見積もりを出しておりませんので、金額だけが先走ってしまうと、いささかこれも後ほどまたご指摘を受ける部分もありますので、トン当たり3万円から4万円というふうな情報もあります。しかしながら、それはごみの質、そういうふうなこともありますので、この段階ではなかなか明確にお示しをする状況でないということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（菊池広志） ありがとうございます。私の言わんとする部分に関して市長からは答弁いただいた、その部分は不適正というふうなことではない、これは不法投棄であるということをもっと認識したうえで、この問題に取りかかっていると、最後になると、何かうやむやにした形で終わってしまっただけではないということは、もう一度この場でお話をさせていただきたいなと思うわけでございます。

先ほど民生部長から、平成16年度からはそういうことはしていません、だけれども残土は投棄していますというようなことでありました。先ほど残土はその土地の所有者がそれでいいと、捨てていいよということであればいいというようなことではございましたが、私は残土の処分場もあっちこっち見てきております。そんなことはございません。残土の捨てる場所には流出をしない、それから残土を捨てるためには、残土の中の水質検査をしなければならないし、ある程度水が流れ出た部分に関しての処理能力を持ったものも必要になるのであります。やはりそのことを踏まえますと、ちょっと民生部長、その残土、だからあっちに持っていったといえ、また不法投棄になるわけでございます。やはりその部分をきちんとやって

いかないと、周りがもうこのような状態の中で、さらに今度は残土を簡単に考えて捨てると、またこれ二次災害と。こういうのを二次災害と言うのですよね。やはり私はそのことが危惧されているのであります。

やはりその点もよく研究されて、今の残土の処分をする場所も適正な場所、間違いない場所を選んで残土処理するべきではないかなというように考えております。そのことについて、部長どうでしょう、それはどこの本に書いてあったのですか。それがいいというのは。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 私の答弁、ちょっと舌足らずだったかもしれませんが、いわゆる今の不法投棄にかかわる場所に産廃が埋まっていたと。その東側になりますか、ホタテの貝殻も仮置きで置かれています。ホタテの貝殻は産廃なのです。ただ、こちらのほうは仮置き場として使っているわけございまして、私は養殖残渣がいわゆる産廃でないという話はしていませんので、お間違えのないようお願いしたいと思いますけれども、河川改修のほうの土については、仮置き場でなくて管財のほうで許可したと。ホタテの貝殻のほうについては、仮置きとして許可しているということでございまして、養殖残渣そのものまで産廃ではありませんという答弁はしていませんので、誤解のないように。あくまでも河川改修の残土でございまして、誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（菊池広志） わかりました。いや、わかりましたというは、あくまでもそれを再利用という形でもっての仮置きをしているというようなことの答弁だと思いますが、私が話しているのは残土の話なのです。今河川改修工事している部分の

残土もそこに投棄していたのでしょ、少し。だから、その部分もこれから気をつけないとだめですから、ちゃんとその処分の跡地のほうもきちっとやっていかないと、二重、三重の不法投棄というような形になってしまいますということをお伝えしたかった。

ただ、私どもも一般会計からこれは予算が出るわけではないかなというふうに考えております。この厳しい状況の中で、私といたしましてはぜひとも、安易にしるとは言いませんけれども、極力出費を抑えるような、また付近住民の方々に迷惑をかけないように、そしてまた県ともよく話し合いをしていただきたい。

私が先ほど県のほうから何かありませんでしたかというようなことを聞いたのは、県のほうは指導する立場にあるわけでございます。むつ市だけが全部悪いと、だから合併した後はむつ市に責任があるというようなことではなく、県のほうからも指導を仰ぎながら、また県のほうからもやはり補助なり助成をしてもらいながら今の問題に取り組んでいかないと、全部悪いのはむつ市だということではないと思います。やはりそれは指導する立場にある県もその辺のところは責任を感じてもらわないと、ほとんど投げている部分に関しては県の許可、また県の統括に入っているわけですので、その点もぜひ考えていただきたいなというふうに考えております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この河川改修工事に伴っての土砂というふうなことでございまして、現時点では、これは周辺環境及び民家などに悪影響を及ぼさない限り土地所有者、これはむつ市でございましたので、当然それまでやっていたわけです。昨年平成19年11月15日付で下北地域県民局長からの依頼がございました。私どもとしては、この不法投棄は全く存じ上げておりませんでした

ので、むつ市として当然そこに、河川改修の残土を投棄することができるものだというふうなことで許可をいたしました。お願いされましたので、ただ、その後この事実が判明いたしましたので、私はただちにそれをストップさせたというふうな経緯でございます。

さらに、県との協議というふうなことでございます。これは例えば民間の業者が産廃の不法投棄をすると、県の補助等も対象になり得るというふうなところも少し聞いておりますけれども、これは自治体そのものが不法投棄をしたわけでございますので、これが補助の対象になるのかどうか、これらも今菊池広志議員ご指摘の、またご提案のとおり、県とは十分協議をして、できるだけ財政負担の少ない方法でとり得るべく努力をしていきたいと、こう思っています。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。9番浅利竹二郎議員。

（9番 浅利竹二郎議員登壇）

○9番（浅利竹二郎） 今回のごみの件の中の一部について確認をさせていただきます。

先ほど来いろいろ説明ありました中に、今回発覚の原因は匿名の投書だということなのですが、この匿名という投書に対して、市は過去どのような対応をしてきたのでありましょうか。というのは、匿名ということの一般的に受ける印象は、名前を伏して身分を隠してということになりますので、どうも余り印象的には暗い印象を受けるわけです。その中には故意で、または悪意で、善意もあるかもしれませんが、そういうようないろいろな意図があるわけですので、匿名の投書ということに対して市はどのような対応をしているのか、ちょっと確認します。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 匿名の投書、また情報等については、やはり本来でありますと、非常に不透

明な部分があります。しかしながら、事案によっては、やはりそれはしっかりと調査をすべきものというふうな認識を持っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（浅利竹二郎） 市長並びに行政当局としましては、そこら辺の判断を誤解のないようにといえますか、というのは、私も以前に勤務をしていたときにいろんな投書を受け付ける窓口にしたことがあり、基本的に匿名ということにつきましては、受け付けないというふうな処理をしていた経緯がありますので、そこら辺をしっかりと、市政が混乱しないような適切な判断をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。7番野呂泰喜議員。

（7番 野呂泰喜議員登壇）

○7番（野呂泰喜） 今回のごみ不法投棄の問題ですけれども、平成16年ということは、旧むつ市と旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村が合併を前提に協議会をやっている時期と私は思っております。そうなりますと、本当に行政のほうは知らなかったのかなと、そういう疑問を1つ持たざるを得ないと。先ほど部長から、平成16年以降もその場所に土を投げていた、覆土していたというお話があったということは、これはわかっていてやっているのではないかと、むつ市もわかっていたと。いわゆる合併協議会の中でもそういう話が出ていたのではないかなという思いを私は先ほどから自席で持っておりました。

それから、3月18日。3月18日ですと、まだ3月定例会が開会されておる時期。これは、私は議長にお聞きしたいのですけれども、市長のほうから議長もしくは議長団に対して、また事務局に対して、こういう投書があった、そして不法投棄があったという打診か、もしくはどういうふうな方

法論があるか、そういう打診があったかどうか、それをひとつお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 理事者の答弁の前に申し上げます。

本行政報告は、議長に質問する場ではございません。念のため申し上げます。

市長。

○市長（宮下順一郎） 合併協議会、私も当時議長として出席をしておりました。全くこれは私も存じ上げておりませんでしたし、平成16年以降覆土していたということは、この事案が発生して、投書によって調査をした段階でこれが判明していると、そういうことでございます。合併協議会でも一切出ておりませんでしたし、私もこの匿名の扱い、浅利議員からお話がありましたけれども、これは本当に事案として、事実であればゆゆしき問題であるということで、ただちに調査を命じたところであります。合併協議会の段階では、全然私も承知しておりませんし、旧むつ市でも承知していないというふうな報告を受けております。

3月18日付の匿名の投書でございまして、到着はたしか3月19日、議会の最中でございましたけれども、この匿名を見た段階で、ただちに議長に、また議会のほうに相談申し入れをするというふうなこと、これは匿名でありますので、この事実をしっかりと調査しての段階で先般議長のほうに行政報告でこの事案についてご報告をするということで本日取り計らっていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 今回の私のお尋ねの趣旨というのは、この部分、新聞によって出てきた問題であって、我々議員としては全く知らなかった問題であります。いわゆる議会と行政、この部分での非常にお互いの物事に対する方向性が全く違うの

ではないかなと。先ほどいろいろ出ていますけれども、予算の話も出てきました。当然予算が絡んでくる問題、片づけるとなれば。いわゆる議員自体にもっと行政のほうからそういう話があって、我々会派代表者会議なりで話し合いをしてもよかったのではないかなと。行政報告でやる問題、それも一つの手法かもしれませんが、議会から一つアクションがあってもよかったのではないかなと、これは議長にひとつ、こういう考え方で進めていったほうがよかったのではないかなと思います。答弁は要りません。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。16番 白井二郎議員。

（16番 白井二郎議員登壇）

○16番（白井二郎） 何点かお尋ねしたいと思います。

この不法投棄の件は、今の時代、私有地であっても自分の土地にはごみを捨てていない、また自分の土地でも焼却はだめだという。それを行政がやったということは大変ゆゆしい問題ではないかなと思っています。これを一つ誤った解決をすれば、今後市民からどのような形で行政の信頼を得るかというのは大変大きいものだと思います。それを何とか考えてもらいたいと思います。

市長が先ほど斉藤議員などへの答弁で、調査をしてからということは何回も言いました。正直言って大ざっぱでちょっと私は理解できないわけでございます。調査するというのは、恐らく環境とかいろんな地域住民の安心安全のためということだと私は理解しているわけですが、やはり一番望んでいるのは、早く今の問題の結果を出す、そういうことを考えますと、何となく市長が言っている調査というのは、言っていることはわかるのですが、後ずさりしていると私は受けとめたわけです。その辺この調査についても一言お願い申し上げます。

また、旧脇野沢村で焼却場が壊れて、その代替の場所として現在埋め立てしたところを使った経緯でございますが、そのときに我々旧むつ市の一般の常識でいいますと、私たちの家を解体しても、業者に頼んで何百万円というお金を払うわけです。それを無料でやっていたのか、お金を取らないで。ということは、私は、調べていないのでわかりませんが、旧村役場のほうで、恐らく村で発注した工事でももしかしたら不法投棄をしている。恐らくこれは旧村のほうで指定したと私は思っているわけなのですが、その場合、見積もりの際に、この投棄代ですか、産廃であれば、それを捨てる代金とか、これは見積もりに当然入っているわけです。それを無料のところに入れて金を得るということは、万が一そういうことがあった場合、大変ゆゆしい問題ではないかなと。極端に言えば、こういうのを言えば、大変言い過ぎるのでございますが、業者に対してそういうのがあった場合には返還命令とか、当然考えなければならぬし、今後どのようにその辺を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 白井議員、まず1点目、ご意見を述べられました。ゆゆしき問題であると。まさしく私も同じ立場でございます。この部分、これから調査、調査と、後ずさりしているような雰囲気にとらえられたことは、私ちょっと意外な部分もございますけれども、決してそんなことではございません。環境の部分、これはとにかく一番先に取りかかったのは、この環境調査にとにかく沢水、そしてボーリング調査と、水質を調査するというふうなことをまず先に手がけなければいけないと。今後は、野焼きをしておりますので、ダイオキシンの問題だとか、それから土壌の問題、そういうものもあります。そういうところの環境調査を一方では進めつつ、その流れ、どうしてこ

ういう経緯になったのか、もっともっと掘り下げて調査をするように命じているところであります。それもまた時系列に、そしてまた何年から、例えば平成15年、何トン、どんなものが捨てられているのか、投棄されたのか、こういうふうなものも徐々にこれは今調査の状況が集積されてきておりますので、それが判明次第行政報告をしっかりと議会のほうには示させていただきたいと、こう思います。

そしてまた、建物の解体費用、これを投棄した際の費用関係、全くその部分についてはまだ考えも及びもしておりませんでした。この部分を新たな調査として項目を加えさせていただいて、例えばその河川改修の際に建物、これは当然河川改修ですので、その移転の費用等があるかと思いません。それがどういうふうな形で積算がされて、そしてそれにその投棄の費用が入っているのかどうか。そしてまた、その場所で受けた、それは旧村で指定した場所ですので、その場合、それを例えば料金として徴収しているのか、そういうふうなことも調査せよというふうな内容だと思っておりますので、あわせてこの部分も調査いたします。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（白井二郎） わかりました。私が一番考えているのは、今大変財政の面でいろいろ市長自ら率先してやっております、また議会のほうもそれに協力して今現在このような、正直言って金のかからない問題であれば、私は何も言いたくないのですが、金額が幾ら幾らと先ほど言った方がおります。私は正直言ってその辺はわかりませんが、この財政計画に狂いを生じる可能性があるということは確実でございます。やはり早くこの問題は処理し、また財政の面も考えて、市長におかれましては、今後ともきちんと処理をしてもらいたいということをお願いして質疑といたします。ひとつお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） きょう本庁舎移転事業について、後ほどご質疑を受けますけれども、本庁舎移転の際の平成19年度の決算の見込み、非常に赤字を圧縮し、平成19年度では早期健全化団体を回避することができるというふうな中でのこの事案でございますので、財政の見通しに非常に大きな暗い部分も、また圧迫される部分を今感じているところであります。その部分、いかにこれを処理、当然処理はしますけれども、その環境だとか、そういうふうなものも調査をした結果ということで、その部分を言うと、また後ずさりではないかと言われるようなところはあろうかと思えますけれども、やはり財政があります。しかしながらこれが環境に悪影響を及ぼしているとなれば、ただちにこれは撤去しなければいけない。ただ、辛いなことに、水質調査の段階では基準値以下であるというふうなことです。県と協議を早くゆっくり進めていくと、両面の形で進めていきたい。ご理解をいただきたいなと、こう思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 何点かお尋ねさせていただきます。

ここの処理についてという文書を読みまして、問題の土地をごみの最終処分地として使用したというふうに書いてありますが、この最終処分地としたのは、旧脇野沢村が、ただ自分の判断でそういう土地として使用するというのでこういう最終処分地にしたのか、それともきちっと県の許可を得てそういう場所にしたのか。私の最終処分地というイメージだと、きちっとビニールシートを敷いて、降った雨とか水がきちっと1カ所に収集されて処分されるというふうな形のものが最終処分地かなというイメージがあるのですが、そ

う形のものが全然されていないで、旧脇野沢村でただここに捨てるというふうな判断でやったものかどうかということ。やっぱりこういう問題が発生したという背景には、旧脇野沢村自体に最終処分地というのがそもそもなかったからこういうことになったのかなというふうに思ったりもするのですが、最終処分地は旧脇野沢村にはなかったのか。そこもちょっと知識として教えてもらえればなと思います。

そして、次であります。責任の問題については、何か廃棄物処理法は5年が時効、国家賠償法では3年が時効ということで、結果的にそういう意味では法的な責任は追及できないという、そういう状況にあるのかどうか、これはちょっと今再度確認させていただきます。となりますと、結果的には旧脇野沢村から行政を引き継いだ新むつ市がすべて責任を持って対処するという形になるのかどうか、そこもちょっと確認させていただきます。

そして、次であります。先ほど白井議員も触れておりましたけれども、業者の関係であります。ここに運んだ業者は何社だったのか。1社だけでここにこういう、先ほど9,000トンと言いましたか、こういうものが投棄されたのか、それとも複数の業者がそういう形でここに投棄していたのかということと、当然廃棄物の運搬を扱う業者というのはそれなりの県の指定を受けて、また教育を受けて仕事をしていると思うのです。にもかかわらず、例えば行政のほうでここに捨てると。業者は、いや、これはまずいのではないかなと思っていても、行政がそう言ったから、もうやるという形になってこういうことになったのかどうか、そこもちょっとお聞かせ願いたいと。

そうなると、今度はやっぱり責任は業者には全くなくて、行政だけになるのかということになってしまいますものですから、その業者はわかっ

ていても、いや、これはまずいと幾ら言っても行政が言うことを聞かないで仕方なくやっとなれば、業者は責任はないというふうになってしまうのかどうか。もしそうでないのであれば、業者もわかっていながら捨てたとなると、当然その仕事を今後許可を受けられなくなるという状況にもなるのではないかなと。そここのところを教えてもらえればなというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員にお答えいたします。

責任のあり方ということですが、さまざま責任があると思います。これに対しての責任、あれに対しての責任というふうなことがあるかと思いますが、最終的には合併をいたしておりますむつ市としてのある部分での責任をしっかりと果たしていかなければいけないだろうと。ある部分、つまりこれは撤去ということでございます。その部分での負担は免れないと、こういうふうに思うところであります。

さらに、3つ目の部分なのですが、業者は1社か、そういうふうなところも、聞き及んでいるところでは、住民の方々もそこに投棄をしているというふうなことも聞き及んでおります。トラックで持っていったりというふうなことです。ですから、そういう行政の、かつての行政のシステムも、しっかりとこれは調査の対象になり得るというふうな思いをしているところであります。

最終処分場につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 旧村内に最終処分地がなかったのかと、不法投棄した場所は県の許可を得たのかということなのですが、不法投棄ということで、当然許可を得ていない。捨ててはい

けないところに捨てたので不法投棄ということでございまして、その時点で最終処分地は旧村内の辰内という場所に、管理型のきちんとした最終処分地はつくられておりました。ただ、そこがありながら、この問題になっている場所に不法投棄をしたということにつきましては、この最終処分地をできるだけ長く大事に使いたいということで延命措置を図ったということだろうと思います。焼却灰と、それから燃えないごみを捨てるということを基本的に最終処分地のほうでは考えていたようでございます。

それから、時効の件でございますけれども、廃棄物処理法によりますと、これは投棄した時点から5年間ということが時効の期間として定められております。刑法で定められているということです。それから、国家賠償法のほうは、これはいわゆる求償権というふうなのが定められているわけですが、これについては事件が発覚してから3年というふうなことです。これについては、もしそういうことが、求償権が、いわゆる行使できるということになりますれば、これは時効になっていないということでございます。

その場所に捨てた、いわゆる建築廃材を捨てたということにつきましては、これは地域住民に対してもそうだったようでございますけれども、その場所に捨ててもいいというふうに村のほうで許可をしたというふうに聞いております。村民も業者といひましても大工さんとか、そういう方に解体してもらって一緒に運んだとか、そこでいわゆる野焼きをしたとか、そういうことがあったようございまして、必ずしもきちんとしたマニュアルに沿って処理されたということではないわけでございますけれども、一般住民、あるいは業者につきましては、行政が許可した場所へ運んだということで、そこが不法投棄の場所ということは認識しないで捨てているというふうなことであろう

と私ども判断しているところでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） まず責任の問題であります、そういう意味で国家賠償法がまだ適用できるというふうな形なので、そういうことだと、これについてまず市の今後の姿勢というのはどういう形になるのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

また、最終処分地の問題ですが、今脇野沢のほうでもきちとした最終処分地はあると、辰内という場所でしたか。もしそこに捨てたのであれば、特に問題がなかったということになるのかどうかというのもちよっとお聞かせ願いたいと思います。

そして、業者との関係であります、業者のほうに、そこに指示していたから業者も認識していなかったと。それは大工さんとかそういうのがあるとかと言いましたが、ただ私には、例えば脇野沢の河川改修に伴って学校とか解体するとき、結構大手の会社に委託したというふうな情報も入っております。だから、それなりにしっかりとした会社だと私は思っているのですが、そういう会社が本当にそういう認識がないまま、ここに捨てるというと、捨てるものなのかどうか。先ほど白井議員も言いましたが、そこら辺の結局見積もりの話もされましたが、本当に、青森県田子町の不法投棄が出て、かなりこういう産廃の問題は県も力を入れて、また市のほうに県と連携してきちっとそういう産廃の問題は対処しなさいと指導しているし、教育しているのが大体平成14年かそのあたりからなのです。その県と連携してそういう産廃に対応しなければならぬこの自治体がそういうことをして、しかも業者もかなり教育されていると思うのです、県の指定を受けるのに。だから、こういうのはどうも私は解せないのであります、今の答弁聞くと、全く業者にはもう責任はな

くて、行政のほうがここに捨てろと言ったということだから、完全に行政が100%もう責任があるというふうにこれは理解してよろしいですか。そういうふうな答弁でしたので、そのところを再度よろしくお願ひしたいと思います。

と同時に、先ほど調査、調査と言いますが、調査、これはいつまでに終わるのか。早くゆっくりというのもあるけれども、やっぱりきちっとそこは期限は決めてもらわないと、こちらもなかなか対応しづらいので、よろしくそこを答弁お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国家賠償法の問題でありますけれども、今現時点でお答えする状況にございません。これも先ほど担当部長からお話をいたしましたけれども、弁護士等とも協議を一度させていただいておりますし、今後の課題になってくるのではないかなと、こう思います。

それから、辰内地区への投棄、これは昭和63年9月1日付で青森県北村知事へ最終処分場設置届出書というのが出ております。これらの辰内地区の、これは最終処分場設置届出書、一般廃棄物（不燃物・焼却灰）というふうなことでございますので、これらの資料等も今精査しております。こういうふうなことで、でき得る限り今その部分、すべての資料等、時系列に沿って、これは調査を進めているところであります。なかなか保管状況等も若干悪い部分もありまして、時系列にならないところもありますが、それらも今埋める努力をしております。

それから、調査期限でございますけれども、いついつまでというふうなことでははっきり今の段階では申し上げることができませんけれども、逐次議会のほうには行政報告等を通じまして、また議長とも協議をさせていただいてお示しをさせていただきたいと、こう思います。

それから、業者のその部分なのですから、業者の立場はやはり、行政がここですよというふうな認識を持っていたのではないかなと思います。ですから、そこに投棄を、当然その流れの中で投棄をしていたものだと、こういうふうな考えでおります。それらもあわせて、じっくり調査をいたします。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 最後のお尋ねであります。こういう事実があったということが確認されたのでありますが、これが平成4年からずっとやられて今発覚したと。これについて、まず市長、どのように思いますか。というのは、当然こういう問題は1人の人間がだれかに隠れてやったということではないとは思っています。先ほど言ったように、行政がここにやりなさいと。しかも、県が許可されていない場所であったという事実も当然行政のほうとしては知っている方も1人や2人ではなかったとは思っています。というか、そういう中であって、結局今までずっとわからなかった。しかも、こういう匿名の投書でないとわからなかったというのは、逆に市長としては残念でないですか。今市長は、新しくかじ取りの先頭に立ってこれから行政改革、みんなの意識改革をしてよりよい行政をしようとしているさなかであって、内部からこういう告発が出てこなかったということ自体が市長自身どのように思うのかということと、やっぱり職員の意識改革、これもしっかりしていかなければいけないことには、きちっとした根本的な対策というふうにはならないのではないかなと思いますから、そこら辺の基本的な考え方もお聞きして最後のお尋ねとさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成4年から平成16年までこういうふうな不法な部分、しかしこれは平成4年から平成16年までかけてさまざま廃棄物処理法

の法の動きもあったというふうに私はちょっと記憶しております。かつては昭和50年代、また60年代というのは、先ほど、どなただったでしょうか、菊池広志議員だったでしょうか、ビニールゴムシートを張ってどうだとかというふうな形のもの以前は、ありとあらゆるものがその場所、指定されたところに投棄をしていたわけです、ごみ処理場として。そういう部分もありますので、その中でやはりこの環境の問題、そういうふうなことで法改正がどんどん、どんどん進み、現在に至っているという認識で、むつ地区の場合は二又山のほうに最終処分場がありますけれども、ああいう施設までたどり着くには、やっぱりさまざまな経緯を踏まえてこの法律ができて、ああいう施設ができていると。それがどういうふうな形の、そのできていく過程の中と、この平成4年から平成16年にかけての投棄、これらも突き合わせをしていかなければいけないだろうし、しかしながら非常に残念であるというふうなことです。

また、私自身もその部分、投書によって初めてわかって、それが事実かどうかわかりません。その投書があって調査を命じたという、そして調査の結果事実であるということがわかっておりますので、その部分については私自身も不明な部分があったというふうなことは指摘は受けなければいけないのかなと、こう思いつつ、また外部からなのか、内部なのか、これは全くわかりません、匿名でございますので。その部分で横垣議員がご指摘のような形で、内部なのか、外部なのかということとはまた違います。その部分で私は、このことについてはお話する立場ではありませんけれども、内部的には私は常々職員に対してはコンプライアンスという言葉、法令遵守ということは機会あるごとにお話をさせていただいておるところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 1点だけお聞きしたいと思います。

調査の終了時期につきまして、じっくり調査すると言っておりましたけれども、めどだけでも教えていただければと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今行政報告をして、さまざまなか所でご指摘を受けて、調査事項もふえております。私どもが想定をしていない調査も、やはり今議員各位のご質疑を受けた中で、調査事項、項目もふえております。ですから、完全に調査が終わるということは、いついつまでということは今の時点ではちょっと厳しゅうございます。しかしながら、環境調査、水質の調査はとりあえず終わりましたので、沢水とボーリング3カ所ですか、その部分のお示しをさせていただいておりますので、これを迅速に、そしてその調査項目もしっかりと整理して、いついつまでというふうなことはなかなか今言える状況でございませぬけれども、新たな調査項目等も今ご指摘を受けましたので、急いで調査をしていくということにさせていただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

ここで午後3時15分まで暫時休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（村中徹也） 次は、むつ市本庁舎移転事業についての報告に対し、質疑ありませんか。19番馬場重利議員。

（19番 馬場重利議員登壇）

○19番（馬場重利） 本庁舎移転についての行政報告に質疑させていただきます。

改修工事に係る予算計上ができるというめどがついたということで、9月定例会に上程したいということでありませぬけれども、私が申し上げたいのは、改修工事にかかって、そしてその後に、いつになるかわかりませぬが、条例の問題があるのですよね。これが私は逆ではないかと思うのです。これは、今までも市長が議員時代に何回も経験していることなのです、こういうやり方はやめましょうと。やっぱり条例を先に通してから改修やりましょうよということですが、いかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 馬場議員にお答えいたします。

改修にかかってから特別多数議決の住所移転の条例、そういうふうな形ではなくて、まず考え方といたしますと、これまでの昨年来私が就任してから、またそれ以前の流れからいたしまして、まず予算を先にというふうなことで、予算を御議決賜った後に、その後契約議案等が出てくるわけでございます。その前に予算を経てから、予算の議決をいただいてから3分の2の条例という形でやりますので、工事に着手はまだできません。あくまでも予算だけでございませぬ。そして、契約議案をとということになってから、契約の議案の前にその3分の2をお諮りいたしたいと、こういう

ふうと考えております。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（馬場重利） 予算を通したではないかというのがまず前提になるのです。我々はどうすればいいのかということになるわけです。ですから、今市長の言うことがわからないわけではありませぬけれども、いや、私もどっちかという、もうやりたいほうなものですから、何とかこれを成功させたいと思っているほうですから、念には念を入れて、後で予算を通した議会が条例に反対したということになっては、これはまずいので、そういうことはしてほしくないと思うので、申し上げたのです。

もう一つ、開放エリアも一緒にやりたいと。同時開業するのだという、あくまでもそういう腹のようすけれども、私は開放エリアは開放エリアで、別に急いでやらなくてもいいと思います。これは、セットだという考え方を捨てていただきたいと思えますけれども、それもあわせて答弁してください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 3月当初予算で、やはり盛れなかったという事情は馬場議員も既にご賢察のとおりでございます。行政報告でもいたしました。そういうふうなことで、6月に上程したいというふうなことで、3月以降さまざま模索をしたところであります。しかしながら、報告の中にもありますように、5月ぎりぎり末の段階でようやく締結をした部分、電源立地地域対策交付金の部分でのめどがついたというふうなことで、6月、今定例会には間に合わなかったと、その段階で開放エリアのほうもさまざまなアンケート、そしてプラン等を集約しつつあるということで、同時に開設、オープンできるのではないかと、スケジュール的に今の段階でできたら同時にということでございますので、一方この開放エリアのほう、まだまだ

課題もあろうかと思えます。でも一応今の段階では同時オープンを目指していきたいというふうなことでございます。

その改修、先ほどちょっと議場のほうから声がかかりましたけれども、決して私は先に予算議案を通して、そして先に改修をしてから3分の2というふうなことではありません。あくまでも予算を通していただいた後、そして予算が通ったからといって改修工事に着手できるわけではございません。契約という大きな議案がございますので、そういうふうなところを踏まえておりますので、その部分については誠意を尽くして議会のほうにお諮りをしていきたいと、こう思っております。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（馬場重利） 予算を通したからすぐ工事にかかるわけではないと、予算を通してもらって、工事にかかる前に条例の提案をするということですね。これを逆にしても一向に構わないのではないかなと思うのです。どうしてそういう順序にしなければならないのかというのが、ちょっと私は理解できないのです。この点をちょっと私は理解に苦しむので、そうしなければならない何かがあるのかと。

それから、開放エリアですけれども、私はあのままのいわゆる一般市民にも説明した、ああいう形で本当にできるのか。まだ市長が言ったように課題はいっぱいある。あれで本当にいいのかどうか。いわゆるチャイルド何とかといったスペース、あれが本当にあれでいいのかという気がするのです。ですから、開放エリアについては、もう少し議論していく、協議していく必要があるのではないかと思いますので、私はそれはさておいても本庁舎移転にはかかってほしいので、順序を誤りなきようにしていただきたいということを再度申し上げます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 開放エリア、キッズエリアの部分、ご意見としてこれは承っておきたいと。これからまた、さまざまな部分で担当関係課、そしてまた市民の声を大きく聞いていかなければいけない。これまで集まってきている部分も検討していく部分でございますので、馬場議員のお考えとして、これを承っておきたいと、こう思います。

1点目の改修についての予算と位置変更の条例ですけれども、これは予算先議の原則ということから、改修工事費補正が庁舎移転行為の先議事項であるということは、私が就任してからもこれまで繰り返し答弁をしまいいりましたし、そしてまたその前もそういう形で会議録にあるところがあります。予算先議の原則、地方自治法第222条から改修工事費補正が庁舎移転行為の先議事項であるということですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。25番 齊藤孝昭議員。

（25番 齊藤孝昭議員登壇）

○25番（齊藤孝昭） 1点だけ質疑します。

先ほどの報告の件にも少しかかわるのですけれども、もし行き過ぎる点があったら、議長、とめてください。

産業廃棄物の不法投棄を処理するためにどれぐらいのお金がかかるか、まだわからないというふうな話でありましたが、この本庁舎移転の予算にその産業廃棄物の処理にかかわるお金がどの程度影響してくるのか。例えば廃棄物の処理に約5億円かかりますということになって、本庁舎移転に係る予算をそちらに移さないとだめだというふうなもし例が出ますと、なかなかこれも難しいのかなというふうに思いますが、9月に提案されるということですので、産廃の処理の予算も9月までに出すのか出さないのか、それがその本庁舎移転

にどのように影響するのか、考えていましたらお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 齊藤議員にお答えいたします。

本庁舎移転のこの部分の費用につきましては、赤字解消計画に掲載をしているところでありますので、しっかりとそれを見きわめるということで、さまざまな条件がクリアできるという状況の中で9月補正というふうなことで今行政報告をしたところであります。

その廃棄物の影響、これは私は切り離しをしてやっていかなければいけないのではないかと。ただ、それが今度早期健全化団体のほうに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律ですか、それにどういふふうな影響が出てくるのかということとは十分見きわめていかなければいけないし、さらに前の報告にもかかわるのですけれども、その部分でできるだけ撤去をするというふうなことを答弁いたしましたけれども、そういう費用もしっかりと見積もって対応していきたいと。しかしながら、これを一緒に考えていくということは私は考えたくないという気持ちでございますので、お許しいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（齊藤孝昭） 市長がそういうふうに思っているのはわかります。ただ、議案を審議する者の考えとしては、なかなかそうはいかないと。やはりお金の持ち出しの問題ですから、廃棄物の処理が確定していないのにもかかわらず違う事業を先に行うということは、なかなか多数決をする私たちにとっては厳しい選択をしないとだめだというふうになりますので、そこのところもよく考えてもらって、優先順位がどちらなのかというふうなこともぜひ人前で言ってほしいのですが、そこところ、今私に言われてどう思うのか、よろしく

お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 本庁舎移転に対しての議決に対してのご心配だというふうに私は受けとめました。そういうふうな懸念を払拭するような形で取り組んでいかなければいけないだろうと。しっかりとした形で各議員からの判断を仰いでいくべく努力をしていきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。19番馬場重利議員。

（19番 馬場重利議員登壇）

○19番（馬場重利） 大湊線問題の項で、2月から

4月までの規制日数が11日、規制本数69本、運休本数が19本、相変わらず非常に風に弱い大湊線で、業績も一向に改善されていないと。これは当然だと思つたのです。大湊線継続という形では、我々議会でも要請をしたり、陳情活動をしたりしてまいりましたし、強風対策についてもお願いしてきたところでありますけれども、私が考えるには、依然としてJR東日本のほうでこの大湊線に一切投資はするつもりはないと、そんなふうに見受けられるわけです。その中で下北駅前整備を今やっているわけですが、下北駅の駅舎の建設もやるというふうになっているようであります。私は駅前広場は整備したいけれども、駅舎の建設はもともと反対だったのです。これは電源三法交付金で3億数千万円のたしか予算でこれやるということになっておるようでありますけれども、企画部長、その辺は変わりないですか。下北駅舎の建設に関してどのような計画にあるのか、教えてください。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えをいたします。

下北駅前広場整備事業につきましては、私ども理事者のほうからも、今回の定例会の会期中で行政報告という形で申し入れをしてございまして、そちらのほうの兼ね合いもございまして、ここでは言い得る範囲でとどめさせていただきます。駅舎の計画につきましては、総額で全体の中で当初の計画では約2億円程度、移転補償全体も含め、駅舎関連では約2億円程度という経過でございまして、平成19年度におきまして、駅舎工事に入るための設計、これをJR側において設計を施行し、その成果が私どもの今手元に届いてございました。それらと、それに基づいた平成20年度予算でご議決を賜っております駅舎の工事、これはJRが施工しますけれども、その他の周辺の広場の工事もあわせて、これから平成20年度予

算で執行していくという途上にございまして、その平成19年度の設計に基づいてこれから工事のための協定を先般、5月の末でございますが、結んだところでございます。その辺のところを含めまして、先ほど冒頭申しました後日の行政報告で申し上げると、こういう予定でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

繰り返しになりますが、駅舎という点では、その関連の電気設備等の移転も含めまして、おおむね約2億円というこれまでの経過でございます。設計が上がってきた段階では1億円弱、1億円に至らないと、こういった値でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 理事者側に申し上げます。

市民の代表である議員の質疑でありますので、知り得ることは後の行政報告ではなくて、今現在知っておるのであれば、すべてお答えください。

19番。

○19番（馬場重利） いや、私も今、ではどこで協議するのかなと実は思ったのです。2億円という話がありました。2億円というのは、広場の整備も駅舎も含めて2億円ですか。駅だけで2億円ですか。そうしますと、総額でどれくらいに、変化はないのですか、前に計画を立てた、あれはたしか早掛レイクサイドヒルキャンプ場の拡張工事、2期工事、3期工事をやめて下北駅前を持ってきたわけですから、あれは3億幾らですよ。さっきも私お尋ねしましたが、それに変化はありませんか。電源三法交付金ですよ。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 先ほどちょっと舌足らずの点がございましたが、駅舎そのものと駅舎に直接付随するJRが工事を施工する部分、それが当初おおむね約2億円ございましたが、それが先ほど申しましたように、工事のための設計が上が

ってまいりましたその値は1億円弱と、駅舎そのものと駅舎の奥にセットバックで改築という形がJR側の呼び方でございますが、それが約1億円弱と、1億円未満という値になってございまして、市のほうの広場の工事と合わせますと、全体で6億円強と、こういう事業費全体でございます。

あとと言われます電源三法交付金の話でございますけれども、基金を積み立てしてございましたものを全部充当し尽くした後は、いわゆる有利な財政措置のある起債対応、私どもとすれば、合併特例債ほか置いていないのですけれども、これを活用して事業に充てていくと、こういった考え方に立ってございまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（馬場重利） ちょっと今びっくりしましたけれども、これは理解できないですね。理解できないというか、承諾できませんよ、これ。たしか3億4,000万円ぐらいだったと思うのです、下北駅前整備で電源三法交付金で積んであるものが。今話を聞くと、倍以上かかるのではないですか。そんなに金かけて、あそこの下北駅をつくらなければならぬのかと私は言いたい。本当にそれはJR東日本が必要だと、何とかして建ててくださいという要請があったのかどうか、私は要請があったからやるということではないと思ひます。これは、むつ市があそこの下北駅前の広場を整備、私も整備してほしいというほうですから。ただ、駅舎まで建ててJRに提供するというふうなところまでは何で市がやらなければならないのと、私は常々そう思っていますから。ですから、その当初計画した3億数千万円でできるものであれば、これはいいなと思ったので、聞くところによると、何か違うらしいというのを耳に挟んだので、今確認したのです。これは、本会期中に、後でまた報

告あると思いますけれども、そこでまた皆さんとも議論したいと思います。どこで3億幾らが6億何ぼになったの。いつそうなったの。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど議長からご指摘をいただきました。そのとおりであります。ただ、私自身も、また担当のほうも、今その詳しい金額的な手持ちの資料を持ってきておりませんでした。そういうふうなことで知り得る、今のところでお話できる、この環境の中でお話できることだけを答弁させていただきたいと思います。

これは、前任期の段階で特別委員会が設置されて、その部分でかなり報告をしっかりとさせていただき、また委員長報告もたしか昨年の9月の最終定例会だったでしょうか、その段階でご報告を受けて、そしてその受けた中で、この当初予算の中で盛らせていただいたということで、金額のそのふえているところ、私もちょっと資料を持ち込みしておりませんでした。大変その部分についてはおわびを申し上げたいと思います。改めてご報告をさせていただきたいと、こう思います。

また、駅舎の部分、この部分について、馬場議員お話の部分と、私はやはり軌を一にする部分がございます。しかしながら、駅舎をつくるという形の中で予算を盛り、そして特別委員会でご審議をいただき、その駅舎にはどういうふうなものを、例えば下北の木材を使うとか、そういうご提案も受けつつ予算も盛ったというふうな経緯もございますので、それらにつきましても、改めてこれから本定例会の中で詳細がわかり次第議長のお許しをいただきまして、行政報告等でお示しをさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。22番 菊池広志議員。

（22番 菊池広志議員登壇）

○22番（菊池広志） 先ほど議長から、関連するもの、またその他というふうな部分で、大変私わかりづらくて、もしかしますと先ほど手を挙げなければならなかった順番だったのかなと思っております。

と申しますのは、実は下北半島縦貫道路の建設につきましてです。私どもは、前市長であります杉山市長からの説明を受けた際に、野辺地のほうから進めてきまして、そして最終的に、異例ではありますが、むつ市からも工事を進めていくというような形でもって、この事業を進めていきたいと考えているというようなことを私は聞き及んでおったわけでございます。その雰囲気も、その形も全く見えないような状態であると。であれば、現況ではどのような形で推進、またその事業が前進しているのか、私ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北半島縦貫道路の早期建設というふうなことでは、議会のほうからも大変ご協力をいただいておりますし、また私も常々議員時代、そしてまたこの職を仰せつかってからも事あるごとに県または国、そういうふうな形で、また仙台と機会があるごとに訴えているところであります。そしてまた、今菊池広志議員お話のとおり、野辺地のほうから、要するに北に向かって、そして南に向かってということで、むつ南バイパスを今、要するに橋脚の部分だとか、用地取得、そういうふうな部分、今進んでいるところであります。その部分については、担当部長から詳細にご説明を申し上げます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 下北半島縦貫道路のむつ南バイパス9.2キロにつきまして、今の進捗状況をご報告いたします。

まず、用地の取得状況でございます。これは、

地権者が233名おりまして、このうち88名と契約を締結しております。進捗状況といたしましては37.8%、面積で申し上げますと、全体事業面積が44万5,745平方メートルに対しまして、取得面積が15万8,903平方メートルとなっております。進捗状況でございますが、35.6%という状況でございます。残りの用地につきましては、平成21年度末までに取得を完了したいというふうにお聞きしております。

次に、工事の進捗状況でございます。昨年度、仮称でございますけれども、新田名部川橋という仮称で下部工の工事に入りました。昨年度着手したばかりでございますので、進捗率というパーセントでは、ちょっとまだお示しできません。今年度も、その下部工をまた続けてやって、さらには路線の地盤改良にも入りたいというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（菊池広志） ありがとうございます。

三十数%の進捗状況であると、またやはり土地の確保ということも、これは大事な部分ではないかなと思うのでありますが、私もまた、私の周りの人間も、やはり全く目に見えて進んだ部分がないということで、非常に苦慮しておると。また、こういう場合には、やはり工事状況が見えないのです。土地の確保とか、そういう部分ではなかなか見えない部分があるのですが、今はこういう形で進捗してありますよというようなことの報告も随時いただければ、私どももむつ南バイパスはないのではないかというふうなすごい不安を持ちながら、早く下北半島縦貫道路ができることを望んでいるわけでございます。やはりその形が見えてくる機会が少ないというふうなことで、ぜひともその点につきましても随時報告いただければ、私どももむつ市民の方々に、いや、今形が見えない

のはこうした形だと、今土地の買収等々、そういうことがされていると。今橋の部分は話がありましたが、その点につきましても、私どもからも市民の方々に説明できるような状況をつくっていただけるよう市長に要望を申し上げまして、お願いをしたいなと思います。

ただ、市長、何かそのほかに報告みたいなのがありましたら、ぜひいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 要望は承りました。これもやはり例えば地権者等々の絡みもまた出てくるかと思えます。これをはっきり数字として出しているものかどうか、これはまた県の考え方もありますので、しかしながら進捗状況は、例えば市政日より、また行政報告の中で述べられる範囲の中で述べていきたいと、こういうふうにあります。

また、用地取得が平成21年度末までということで取得をしたいというふうなことの県の動きでございます。用地取得が終われば、ほぼ道路というものは8割、9割できたと言われておりますので、その部分で用地取得が順調に進むように、さまざまな部分で、この用地取得の部分については県のほうからも、県と市と連携プレーというふうなことも必要だろうということもよく言われております。その部分では協力をしつつ進めていきたいし、さらにもう一つ残るのは南バイパスと、それから北のほうに向かっての、まだ白の部分があります。これは、また議会のご協力もいただき、議長にご相談をしつつ、さまざまな要望場面でご協力をいただき、また市としても一丸となって、住民一丸となって取り組んでいきたいと、こう思いますので、その部分につきましてはご協力をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第6～日程第29 議案一括上程、
提案理由説明

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第55号
むつ市介護老人保健施設条例から日程第29 報告
第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求め
ることについてまでの24件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました12議
案12報告について、提案理由及び内容の概要をご
説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じま
す。

まず、議案第55号 むつ市介護老人保健施設条
例についてですが、本案は、高齢者の保健
の向上と福祉の増進を図るため、国民健康保険大
畑診療所の遊休スペース等を利用し、指定管理者
により管理運営する介護老人保健施設を設置する
ためのものです。

次に、議案第56号 むつ市育英基金条例の一部
を改正する条例についてですが、本案は、
当市の人材育成にという趣意を持って、むつ下北
異業種交流プラザHantoh 90育英資金、古
川ミイ育英資金及び大見育英資金の原資としてご
寄附をいただきましたので、これらを育英基金に
組み入れ、有効な運営を図るためのものでは
ありません。

次に、議案第57号 むつ市税条例の一部を改正
する条例についてですが、本案は、地方税
法等の一部改正に伴い、寄附金控除の所得控除か
ら税額控除への変更及び公的年金から個人市民税

を特別徴収する制度の導入のほか、所要の条文整
備をするためのものです。

次に、議案第58号 むつ市ひとり親家庭等医療
費給付条例及びむつ市重度心身障害者医療費支給
条例の一部を改正する条例についてであります
が、本案は、医療費給付の対象となる医療費の額
の算定に、新たに告示された診療報酬の算定方法
を適用するため、所要の条文整備をするための
ものです。

次に、議案第59号 むつ市地域生活支援事業利
用料の特例に関する条例の一部を改正する条例に
ついてであります。本案は、障害者の自立した
日常生活等の支援を目的とする地域生活支援事業
の利用者負担を軽減する特例措置について、より
一層の軽減策を講ずるため、所要の条文整備をす
るためのものです。

次に、議案第60号 むつ市乳幼児医療費給付条
例の一部を改正する条例についてであります。本
案は、青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領
の一部改正に準じて、乳幼児の保健及び出生育
環境のより一層の向上を図るため、通院に係る医
療費の支給対象を現行の3歳児から小学校就学
前までに拡充するほか、所要の条文整備をする
ためのものです。

次に、議案第61号 むつ市国民保護協議会条
例の一部を改正する条例についてであります。本
案は、組織機構の見直しにより、本年度から新
たに国民保護及び防災対策等に関する事項を総
括する防災調整監を置くこととしたことに伴い、
当該防災調整監を国民保護協議会の委員に加え
るためのものです。

次に、議案第62号及び議案第63号の訴えの提
起についてですが、これらの議案は、いずれも
市営住宅に単身で入居していた者の死亡後、そ
の相続人に対し、市営住宅の明け渡し等につい
て協議したい旨再三申し入れしたにもかかわらず、

これに応じないため、市営住宅明け渡しの訴えを提起するためのものであります。

次に、議案第64号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。本案は、ふるさと交流圏民センター事務組合が解散したこと並びに西津軽郡町村会と北津軽郡町村会の合併により議員の選出区域及び定数を変更することに伴い、組規約を変更するためのものであります。

次に、議案第65号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更についてであります。本案は、ふるさと交流圏民センター事務組合が解散したことに伴い、組規約を変更するためのものであります。

次に、議案第66号 平成20年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、2,259万2,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は314億3,882万8,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。民生費には、水質検査用のBOD測定機器の更新に要する経費を計上しておりますほか、海の子保育園において延長保育を実施するため法人立保育園延長保育促進事業費を増額しております。

衛生費には、老人保健特別会計の医療給付費に不足が生じたことから、同会計に対する繰出金を増額しております。

消防費には、県道九艘泊脇野沢線道路改良工事に伴う防火水槽の移設に要する経費を計上しております。

教育費には、育英基金に対する繰出金、地域の教育力向上と地域全体による学校教育の支援を目的とする学校支援地域本部事業に要する経費及び当市で開催される平成20年度東北ボート選手権大

会の運営に対する補助金を計上しておりますほか、下北自然の家の管理運営費を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には、前年度の生活保護費負担金の精算に伴う追加交付分及び歳出との関連で補助見込額を計上しております。

諸収入には、防火水槽の移設工事に係る補償料及び下北自然の家における食事等の提供に係る料金収入を計上しております。

寄附金には、育英資金寄附金を計上しております。

次に、報告第6号についてであります。これは平成19年度むつ市一般会計において設定してありました既存住民基本台帳電算処理システム改修事業外6事業に係る繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第7号についてであります。これは平成19年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、むつ総合病院の第五次病院事業経営健全化計画に基づく不良債務解消のための追加負担及び起債の許可申請に係る地方債の補正に急を要したため、専決処分したものであります。

次に、報告第8号についてであります。これは組織機構の見直しにより、今年度から各分庁舎の地域振興課の分掌事務を管理課に集約したことに伴い、公表に係る閲覧所を当該管理課とするため、むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

次に、報告第9号についてであります。これは組織機構の見直しにより、今年度から脇野沢野猿公苑の所管を教育委員会から市長部局に移すため、むつ市脇野沢野猿公苑条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

次に、報告第10号についてであります。これは平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてでありまして、保険給付費の確定に伴い、その支払いに急を要したほか、決算見込みにより各費目を増減調整するため、専決処分したものであります。

次に、報告第11号についてであります。これは去る4月30日付をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成20年度の課税事務に密接な関連を有することから、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正内容といたしましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の軽減の特例を廃止することについて、所要の改正をしております。

次に、報告第12号についてであります。これは平成20年度むつ市老人保健特別会計補正予算についてでありまして、平成19年度の歳入に不足を生じたので、これを補てんするための措置として、平成20年度の歳入を繰上充用するほか、老人医療費等の支払いに急を要したため、専決処分したものであります。

次に、報告第13号についてであります。これは地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、平成20年度の課税事務に密接な関連を有することから、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正内容といたしましては、国民健康保険税に係る基礎課税額の賦課限度額の減額及び後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を新たに定めるほか、所要の改正をいたしております。

次に、報告第14号についてであります。これは昨年11月30日開会のむつ市議会第194回定例会において御議決をいただきました関根漁港施設災害復旧工事について、災害復旧事業全体の進捗を

図るため、工程等を見直したことに伴い、契約金額に変更が生じたので、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第15号についてであります。これは平成19年度むつ市一般会計予算の歳入に21億323万6,000円の不足を生じたので、これを補てんするための措置として、平成20年度予算の歳入を繰上充用するため、専決処分したものであります。

これにより、平成19年度の単年度収支は、平成18年度決算の累積赤字額が21億3,445万2,000円であることから、3,121万6,000円の黒字決算となる見込みとなっております。

また、むつ市議会第194回定例会でお示しいたしました赤字解消計画の平成19年度末の累積赤字見込額24億5,400万円と比較すると、約3億5,000万円の改善が図られた形となっております。

この要因につきましては、地方交付税の減額やむつ総合病院に対する負担金の増額といったマイナス要素はあるものの、市税収入の伸びや暖冬少雪の影響による除排雪経費の大幅な減、さらに物件費等内部経費の減といったプラス要素が大きく寄与したことによるものであります。

今回の結果は、除排雪経費の減という臨時的な要因もあっての好転でありますし、三位一体の改革による地方交付税の減額等、地方行財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予測しております。

また、本年度は新たな破綻の芽を事前に摘み取るための地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行される節目の年となりますが、早期健全化団体への転落は何としても回避しなければならない最重要課題と認識しております。

このようなことから、今後の財政見通しを明らかにするとともに、限られた財源の効率的な運用

を図り、平成23年度までの累積赤字解消に努めてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、報告第16号についてであります。これは平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてでありまして、平成19年度の歳入に2億5,537万1,000円の不足を生じたので、これを補てんするための措置として平成20年度の予算から繰上充用するほか、前期高齢者納付金の支払いに急を要したため、専決処分したものであります。

次に、報告第17号についてであります。これは、平成19年度むつ市用地造成事業会計予算の歳入に14億3,248万2,000円の不足を生じたので、これを補てんするための措置として、平成20年度予算の歳入を繰上充用するため、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました12議案12報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、提案理由の説明を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。6月11日から13日まで及び16日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ

て、6月11日から13日まで及び16日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、6月14日と15日は休日のため休会とし、6月17日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時04分 散会

議席表

1番	鎌田	ちよ子	議員
4番	岡崎	健吾	議員
5番	工藤	孝夫	議員
6番	横垣	成年	議員
7番	野呂	泰喜	議員
8番	半田	義秋	議員
9番	浅利	竹二郎	議員
10番	中村	正志	議員
11番	村川	壽司	議員
12番	川端	一義	議員
13番	新谷	功	議員
14番	高田	正俊	議員
15番	目時	睦男	議員
16番	白井	二郎	議員
17番	千賀	武由	議員
18番	山本	留義	議員
19番	馬場	重利	議員
20番	佐々木	隆徳	議員
21番	富岡	修	議員
22番	菊池	広志	議員
23番	山崎	隆一	議員
24番	川端	澄男	議員
25番	斉藤	孝昭	議員
26番	富岡	幸夫	議員
27番	村中	徹也	議員

